

宮崎県医師確保PR動画作成業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県医師確保PR動画作成業務委託（以下、「本業務委託」という。）の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

本業務委託仕様書による。

3 契約上限額

1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払うものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月29日まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、営業種目が「広告代理」の者、または過去にこの業務委託と同種、同規模の業務（以下、「類似事業」という。）の受託実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和4年1月17日（月） |
| (2) 質問等の締切 | 令和4年1月20日（木） |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和4年1月24日（月）午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和4年1月27日（木）午後5時 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和4年1月24日(月)午後5時まで

③ 提出方法

電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

ア PR動画構成イメージ(任意様式。3ページ以内)

イ 会社概要(任意様式。1ページ以内)

ウ スタッフ体制及び業務スケジュール(任意様式。1ページ以内)

エ 過去3年の類似事業の受託実績(任意様式。)

② 提出書類

ア 企画提案書(原本1部、副本4部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書(原本1部、写し4部)

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 宛名は「宮崎県医師確保対策推進協議会 会長」とすること。

ウ 誓約書(1部)

- ・ 別紙2により提出すること

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和4年1月27日(木)午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(別紙3)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和4年1月20日(木)

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(5) 審査の通知

令和4年1月28日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面にて通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(7) (6) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と宮崎県医師確保対策推進協議会（以下、「協議会」という。）は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

(1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て協議会に帰属するものとする。

(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。

(4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

(1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 担当 宮崎県医師確保対策推進協議会事務局
(宮崎県福祉保健部医療薬務課医師確保担当)

(3) 連絡先 電話番号 0985-26-7451
ファックス番号 0985-32-4458
メールアドレス ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp